

令和3年度広島県主任介護支援専門員更新研修 事例作成要領

他の介護支援専門員に対する指導・助言の実践事例作成要領 (指導実践事例シートの作成の手引き・記載例)

【基本事項】

- 主任介護支援専門員更新研修では、主任介護支援専門員が他の介護支援専門員に対して行った具体的な指導実践（スーパービジョン）事例を作成し、個人ワークを行います。
- 作成する事例は、指導実践（スーパービジョン）事例であり、受講者自身が担当する利用者の事例そのものではありません。
- 個別事例を担当している他の介護支援専門員が、主任介護支援専門員のスーパービジョン（指導・助言等）を受けて、どのように改善等したかを確認できる指導実践事例を作成してください。
- サービス計画書等の所定の様式の書き方などを指導した事例は該当しません。
- 作成する事例は、当該関係者の同意を得たものに限りです。
- 作成に当たっては、個人情報の匿名化を図るなど、倫理的配慮を適切に行ってください。
- 7科目（類型）全ての事例が必要です。ただし、1事例につき、複数の科目（類型）を含むことは可能です。その際、科目（類型）に沿ったまとめ変え（指導・助言内容、振り返り、考察等の記述）が必要です。

【作成に当たっての留意事項】

- 指導前の他の介護支援専門員の相談内容（主訴）とその置かれた状況を記載すること。
- 主任介護支援専門員が、指導時に意図したことを記載すること。
- 主任介護支援専門員が、実際に行った助言や指導の具体的な内容とそのポイントを記載すること。
- 主任介護支援専門員が指導・助言を行った結果、他の介護支援専門員から依頼された相談内容がどのように改善等したのか、その具体的な内容とポイントを記載すること。
- 指導・助言を行った結果、他の介護支援専門員の行動がどのように変容したのか、その具体的な内容とポイントを記載すること。（7科目（類型）のテーマに沿ったまとめ変えが必要です。作成する7つの事例は、どれ一つとして同じものにはなりません。）

今年度は事例の提出は求めません。事例を作成する過程を通して、自らの実践（スーパービジョン含む）を省察的に思考、考察することで、暗黙知となっているものを見える化することができます。必ず事例を作成し、この研修に取り組んでください。（p.3「事例を作成することの意味」）

【事例の記載必須項目】

- (1) 指導・助言の実践事例タイトル（表題，2行以内）
※指導・助言の実践事例の内容を表現するためのタイトル(表題)をつけてください。
- (2) 主任介護支援専門員（スーパーバイザー）の所属する機関・施設等の概要
 - ①地域特性
 - ②機関・施設の特徴
 - ③主任介護支援専門員の立場などを必要に応じて記載してください。
- (3) 他の介護支援専門員からの主任介護支援専門員（スーパーバイザー）への相談内容
※主任介護支援専門員が指導・助言を行う前の他の介護支援専門員が置かれた状況，どのような課題を抱え，スーパーバイズ（指導・助言等）が必要になったのかを記載してください。
- (4) 支援経過①：他の介護支援専門員に対して行った指導・助言の具体的な内容
 - ※1 他の介護支援専門員の相談を受けて，主任介護支援専門員は何を意図して，どのように関わったのかを具体的に記載してください。
 - ※2 スーパービジョンを実施した過程をわかりやすく時系列でまとめて記載してください。支援経過②：他の介護支援専門員の行動変容について
 - ※1 指導，助言を受けた結果，他の介護支援専門員がどのように行動を変容させたのか，その具体的な内容を記載してください。
- (5) 主任介護支援専門員（スーパーバイザー）としての振り返り・考察・まとめ
※提出事例について，実際に相談を受け指導・助言を行うなかで，スーパーバイザーとして，自分がどのように感じ（振り返り），自分自身の課題（考察）はどのようなことなのかを記載してください。

※ホームページから様式をダウンロードできます。URL：<https://www.hcma.or.jp>



事例を作成することの意味

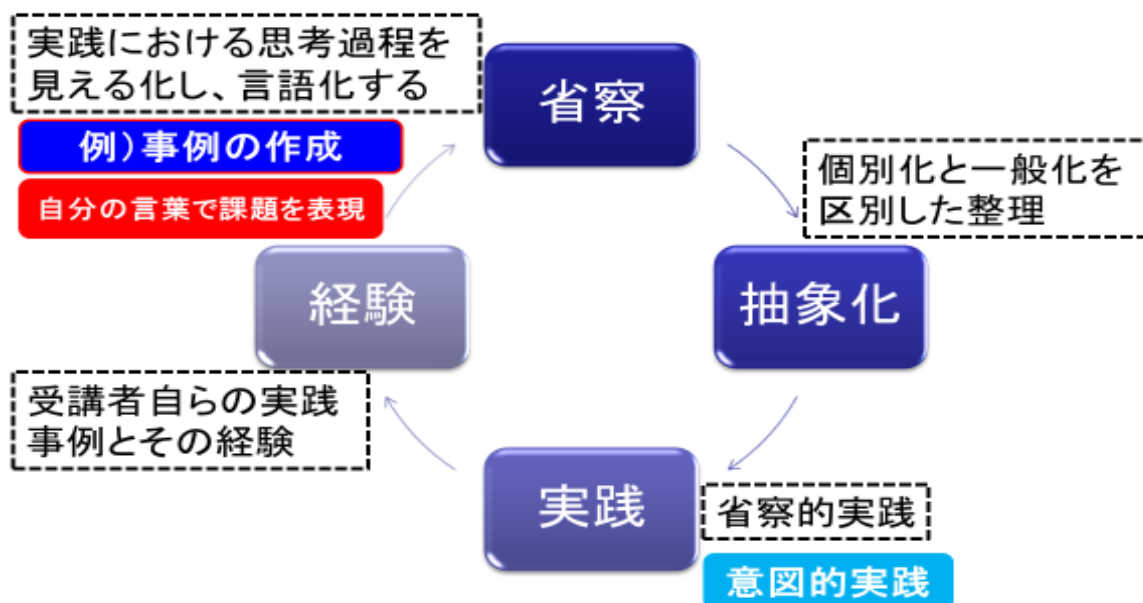
事例を作成することには、次の意味があります。

- (1) 「なぜ、その事例を選んだのか」を深めることで援助者自身の意識化されていない課題が見えてきます。その事例に対して「こだわり」や「ひっかかり」があって自分の中で未完となっている場合には、事例作成と事例検討を通じて完了することが目標となります。
- (2) 事例を作成する過程を通して、自らの実践（スーパービジョン含む）を省察的に思考、考察することで、暗黙知となっているものが見える化することができます。
- (3) 介護支援専門員の法定研修で身に付けるべき8つの力に「省察的实践力」（経験の意味づけ／失敗に学ぶ／自己理解／視野の拡大）があります。この「省察的实践力」は、ドナルド・ショーンが提起した概念で、ドナルド・ショーンは、「技術的合理性」に基づく「技術的熟達者」から「行為のなかの省察」を中心概念とする「省察的实践家」（The reflective practitioner）という新しい専門家像への転換を提案しています。ショーンの提案した「省察的实践家」は行為しながら考え、利用者の個別具体的な状況のなかにある複雑で不確実な現象を適切に判断し、より望ましい選択と実践を可能にする専門家を意味しています。

「省察的实践家」であるケアマネジャーの省察とは、その実践における思考過程をさし、その省察的实践の深さは、実践の質に影響するのです。省察的实践は、単なる実践の振り返りではなく、実践経験から学ぶ思考プロセスそのものなのです。行動の表面だけではわかりにくい実践の“実践知”を探求し、その可視化を可能にする必要があります。こうした省察的思考は、事例を作成するなどにより具体化することが可能であり、自らの思考と行動を言語化し、見える化する取り組みが、まさに事例作成なのです。

なお、法定研修ではこの「省察的实践力」について、主任介護支援専門員研修課程で「合理的」に対応できるようになることを目標としており、さらに主任介護支援専門員更新研修課程では「直観的」に対応できるようになることを目標としています。

David.A.Kolb: 経験学習を支える



地域の介護支援専門員への指導・助言の実践事例シート(指導実践事例シート)

※それぞれの科目(類型)に合わせて、変更し、具体的に記載してください。

(1)指導・助言の実践事例タイトル

※指導・助言の実践事例の内容を表現するためのタイトル(表題)をつけてください。

初めての虐待事例への介入に苦慮している介護支援専門員を支援した事例

(2)主任介護支援専門員(スーパーバイザー)の所属する機関・施設等の概要

※①地域特性 ②機関・施設の特徴 ③主任介護支援専門員の立場などを必要に応じて記載してください。

①地域特性

平成の大合併で4町が合併し、人口10万人となった地方都市。合併前の市町の特徴がそのまま残っており、当該事例にも旧町の地域性が反映しており、虐待に対しそれを隠す風潮がみられる。

②機関・施設の特徴

所属機関は地域包括支援センター。本市は委託方式で地域包括支援センターの事業を実施。所属機関の母体法人は、特別養護老人ホーム等を運営する社会法人であり、サービスを提供する資源を複数持っているのが特徴。

③事例提供者である主任介護支援専門員の立場

所属する地域包括支援センターのセンター長を兼務。主任介護支援専門員としての実務経験は8年。基礎資格は精神保健福祉士である。現職に就く前は、別法人が運営する精神科医療機関で精神保健福祉士を10年経験。

(3)他の介護支援専門員からの主任介護支援専門員(スーパーバイザー)への相談内容

※指導・助言を行う前の他の介護支援専門員の置かれた状況とともに、「どのような課題を抱え、スーパーバイザーが必要になったのか」を記載してください。

【相談者】 X 居宅介護支援事業所の M 介護支援専門員。

【主 訴】 高齢者虐待の恐れのある事例に初めて当たり、どのように介入していけばよいか助言して欲しい。

【相談者の状況】

相談者は実務に就いて3年目の介護支援専門員。基礎資格は介護福祉士。これまで先輩介護支援専門員が担当する虐待事例と一緒に関わったことはあるが、自分が主で担当するのは初めて。先輩介護支援専門員が病休のため不在にしており、事業所内で相談できる者がいないため地域包括支援センターへ来所。

【相談内容の概略】

X 居宅介護支援事業所の M 介護支援専門員は、利用者 A に訪問している訪問介護事業所 Y からの「息子から虐待を受けている恐れがある」との情報提供を受けた。しかし、その後の対応をどのようにすればよいかを M 介護支援専門員一人では判断できなかったため、当該地域包括支援センターへ相談に至った(電話による相談)。

最初の電話での相談内容は、「高齢者虐待の恐れのある事例に初めて当たり、どのように介入していけばよいか助言して欲しい」というものであった。

(4)支援経過①：他の介護支援専門員に対して行った指導・助言の具体的な内容

※スーパーバイズの経過は、相談を受けて、どのように接したり、話したりしたのかを記載してください。時系列で、できるだけ詳しく記載してください。

(記録に基づき記載)		(7類型の科目に沿ったまとめ変えが必要です。当該科目に沿って、具体的に記載してください。)
X年4月26日(土) 15:30～16:00	電話	<p>X 居宅介護支援事業所の M 介護支援専門員から電話あり。</p> <p><主訴></p> <p>「高齢者虐待の恐れのある事例に初めて当たり、どのように介入していけばよいか助言して欲しい」との相談であった。</p> <p><主任介護支援専門員の判断と行動></p> <p>身体的虐待のおそれのある事例だが、当該利用者 A(被虐待者)には判断能力があり M 介護支援専門員以外からの情報提供で事実関係が不明な点もあることから、実態把握の必要があると判断した。</p> <p>地域包括支援センターとして実態把握を行う必要があることを M 介護支援専門員に伝えた。そして、地域包括支援センターが利用者 A への聴き取りを行う際、M 介護支援専門員が同行訪問を行うことが可能かどうかを確認した。</p> <p><M 介護支援専門員の反応とそれを踏まえた対応></p> <p>M 介護支援専門員から不安が語られた。その内容は次の通り。</p> <p>ア.虐待情報の入手経緯をどのように説明したらよいのだろうか。訪問介護事業所 Y から聞いたことを伝えると、訪問介護事業所 Y との関係悪化が懸念されること。</p> <p>イ.利用者 A 自身に直接虐待の有無を聞き取ることで、これまで築いた関係が壊れるのではないかと懸念されること。</p> <p>ウ.今後具体的にどうしていけばよいか、状況が悪化しても困るし、何をどのようにすればよいか分からないこと。</p> <p>以上、M 介護支援専門員が不安を抱えていることから、同行訪問は行わず、地域包括支援センターで実態把握をすることを伝えた。そして、今後の進め方については、M 介護支援専門員と話し合いながら進めていくことを伝えた。</p>
X年4月28日(月) 14:20～14:30	電話	<p>X 居宅介護支援事業所より連絡あり。</p> <p>息子が求職活動でハローワークに行っている時でない利用者 A が一人である時間がないため、事前にわかれば連絡をもらうことになった。</p>
X年4月29日(火) 9:00～9:30	電話	<p>X 居宅介護支援事業所より、「今日訪問した際、明日午前中息子がハローワークに行って不在であることを確認した」との連絡あり。</p> <p>「明日実態把握のための訪問をするのであれば、自分も同行する」旨の話があった。</p> <p>そこで、明日 30 日の 10 時に、利用者 A 宅を訪問することを確認した。そして、訪問時の役割分担と進め方を確認した。M 介護支援専門員の不安を踏まえ、事前に虐待に関する情報提供があったことにはふれず、日常生活の様子等を聞き取る流れで実態把握を行うことを確認した。</p>

<p>X年4月30日(水) 10:00～11:00</p>	<p>訪問</p>	<p>また、虐待にかかる支援等については、地域包括支援センターと保険者の役割であることを伝え、X 居宅介護支援事業所は従来通り利用者 A 自身の保険給付にかかる利用を支援する旨を確認した。</p>
<p>同日 11:30～12:30</p>	<p>来所</p>	<p>X 居宅介護支援事業所の M 介護支援専門員と利用者 A 宅へ実態把握を目的とした同行訪問を行った。</p> <p>M 介護支援専門員から、利用者 A に紹介をしてもらい、そのうえで、「現在、この地区の要介護高齢者宅を巡回訪問している」と説明した。そして、ここからは地域包括支援センターが主導で日常生活の様子の聴き取りを行い、そこから息子の様子や息子との関係についても話を展開した。</p> <p>利用者 A からは、息子が、自分の面倒をよくみていることが話された。一方で、息子も失業後、離婚し、利用者 A の面倒をみなげなければならないようになってからは、仕事が見つからず気持ちが塞いでいることなどの話もあった。そして、時に大きな声ができることや何かのはずみで手が出ることもあることを語ってくれた。</p>
<p>X年5月1日(木) 16:00～17:30</p>	<p>来所</p>	<p>地域包括支援センター事務所へ戻って実態把握の結果を確認し、今後の対応について検討した。</p> <p><虐待の事実確認></p> <p>実態把握により、利用者 A の虐待の状況の概略を把握することができた。今後は、虐待の事実確認も含め、地域包括支援センターから保険者担当課へ報告し、指示を仰ぎながら進めていくことを確認した。そして、今後の支援の進め方については、あらためて話をすることを確認し、その場を終えた。</p> <p>実態把握のための訪問の振り返りと今後の支援の方向、その役割分担と連携も含め確認した。</p>
<p>X年5月1日(木) 16:00～17:30</p>	<p>来所</p>	<p><役割分担></p> <p>X 居宅介護支援事業所・・・利用者 A の介護保険サービスを中心としたサービス利用をすすめる。その際、息子の虐待からの保護を視野に入れた居宅サービス計画の作成を行うこと。具体的には、息子から離れて過ごす時間の確保と入浴サービス等の利用時に身体の痣などのチェックを行うこと。</p> <p>地域包括支援センター・・・利用者 A を虐待から護ること。そして、養護者の支援を行うための支援者を手配し、利用者 A 世帯の支援チームの組織と運営を担う。現在息子が通っているハローワークと連携し、生活困窮者自立支援制度の利用も促してもらう。</p> <p><今後の方向></p> <p>地域包括支援センターが関係機関、関係者への働きかけを行い、ある程度合意が得られた時点で地域ケア会議を招集し、利用者 A 世帯の支援チームを立ち上げる。</p>

X年5月15日(月)	電話	X 居宅介護支援事業所へ「地域ケア会議開催が決まったので、出席して欲しい」旨を、連絡した。
------------	----	---

(4) 支援経過②：他の介護支援専門員の行動変容について

※指導・助言を受けた結果、他の介護支援専門員がどのように変容したのか、その具体的な内容を記載してください。

(7類型の科目に沿ったまとめ変えが必要ですので、当該科目に沿って、具体的に記載してください。)

「高齢者虐待の恐れのある事例に初めて当たり、どのように介入していけばよいか助言して欲しい」と相談依頼してきた M 介護支援専門員は、相談当初、不安を抱え、先の見通しが立たないことから、どうしたらよいか思い悩んでいた。

指導・助言等を行った結果、M 介護支援専門員の不安は解消され、自分の役割と連携の仕方を学習することができた。M 介護支援専門員と共に確認し、学習した具体的な中身については、次のものが挙げられる。

①「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律」の具体的な運用方法について、具体的な役割分担の考え方や連携の仕方

②世帯単位で支援をしていく視点と具体的な進め方について

今回の事例を通して利用者本人の生活を支援する為には、同一世帯員である介護者も含め、支援していくことの必要を理解することができた。支援を進めるに当たっては、居宅介護支援事業所でできることには限りがあることから、関係機関を巻き込んで役割分担していくことが必要であることも理解できた。そうした多機関との連携を図るうえで、地域包括支援センターとの連携が特に重要であることも理解することができた。

M介護支援専門員からは、以上のことを学習し理解したと語られたとともに、現在、利用者A世帯の支援については今回組織されたチームで取り組んでいる。そして、今後新たな事例に当たった際は、今回学習したことを活かしていく旨の抱負もM介護支援専門員から聞くことができた。

(5) 主任介護支援専門員（スーパーバイザー）としての振り返り・考察・まとめ

※スーパーバイザーとしての自己課題は、実際に相談を受けて自分がどのように感じ、自分自身の課題はどのようなことなのかを記載してください。

(7類型の科目に沿ったまとめ変えが必要ですので、当該科目に沿って、具体的に記載してください。)

今回の事例では、相談者が「初めての虐待事例」であり、「事業所内の先輩介護支援専門員が不在である」との話から、スーパービジョンの教育的機能を特に重視し、関わった。但し、スーパービジョンの実施に当たっては、私の指導・助言が M 介護支援専門員の求めているものからズレないようにするため、M 介護支援専門員の思いや考えをまずは聞かせてもらうよう傾聴を心掛け、M 介護支援専門員の捉えている不安や問題、そしてこの事例をどのように支援していきたいのかその目標を把握した。そのうえで不足しているものは何か、何を補う必要があるのかを提示し進めていくことで、M 介護支援専門員の理解が得られたと考えている。

実際には、限られた時間でのやり取りであったため、十分に M 介護支援専門員の思いや考え、その思考過程も含め、引き出せたかは疑問が残るところである。この点については、その都度バイザーと擦り合わせを確実にすることが課題である。

ただ、今回、本事例をまとめるに当たって、M 介護支援専門員の同意を得るためのお願いをし、話す機会を持ったことで、M 介護支援専門員からあらためて「相談してよかった」と言われたことが喜びである。